

税務リスク軽減のための 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」

「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」
「申告書確認表」による誤りやすい事項の解説

関東信越国税局
調査査察部 調査審理課

■ 研修内容

- 1 税務リスクの発生要因
- 2 確認表を活用した税務リスクの軽減
- 3 誤りやすい項目についてのポイント解説
- 4 確認表の国税庁ホームページ掲載場所

税務リスクの発生要因

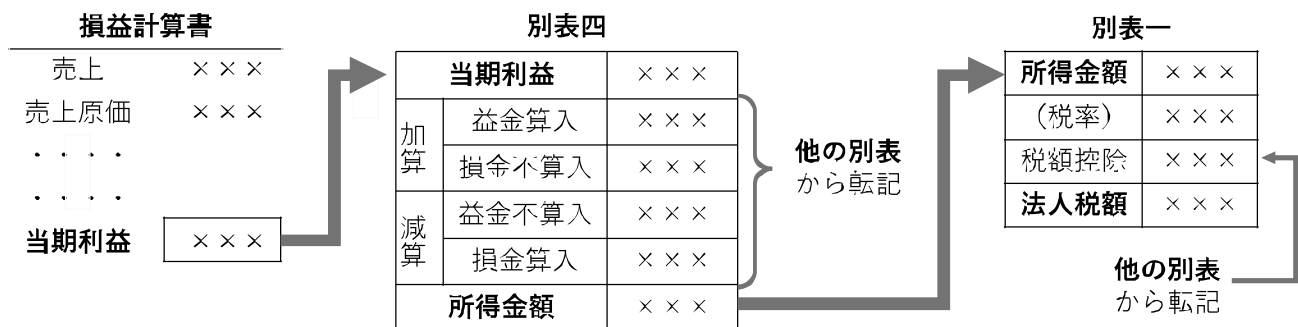
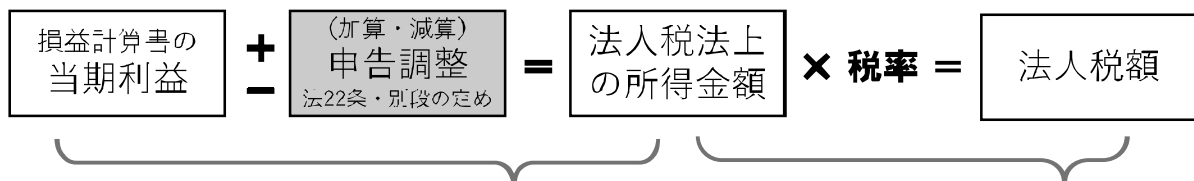
1 会計上と税務上の法令上の違い

- ・ 会計上の利益 ≠ 税務上の所得
- ・ 会計上の損益計算 ≠ 税務上の損益計算
(計上時期・別段の定め)

2 発生原因による分析

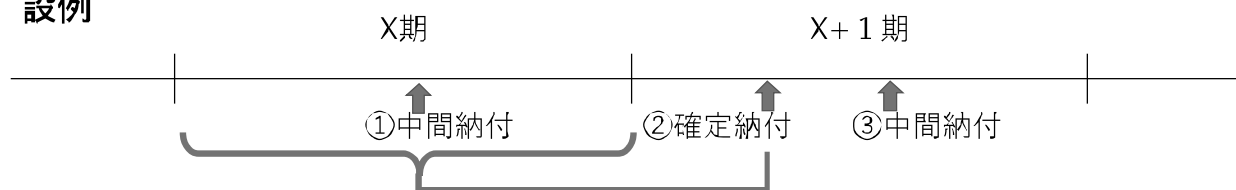
- ・ 誤りの内容とその発生原因から分析
- ・ なぜ修正事項が発生したのか？

法人税額の計算



申告調整(税金)

設例



会計上の税金納付時の経理処理

- a 法人税等（費用勘定） / 現金
- b 納税充当金（負債勘定） / 現金
- c 仮払税金（資産勘定） / 現金



法人税法上の申告調整

- a 法人税法上と損益計上時期が異なる場合
- b 別段の定めによる場合

	法人税法上の規定		上記の損益計上時期・申告調整
a	法人税等の損益計上時期	申告書提出口を含む事業年度（法22、法通9-5-1）	①の中間納付はX期、②の確定納付と③の中間納付はX+1期で損金処理
b	別段の定め	法人税額等の損金不算入(法38) 還付金等の益金不算入(法26)	①の中間納付はX期、②の確定納付と③の中間納付はX+1期で損金不算入

修正事項（誤り）の発生原因の違い

誤りの発生要因	具体例
① 申告書（別表等）の作成誤り	・ 申告書作成担当者の交代 ・ イレギュラーな処理の発生
② 事業部門の税務処理の認識誤り	・ 予算消化目的処理 ・ 経理との相談体制不備
③ 組織再編等・国際課税の処理誤り	・ 組織再編、子会社支援・整理 ・ タックスヘイブン、移転価格課税

解決方法



「確認表」を利用して税務コンプライアンス向上
国税庁HPのタックスアンサー、税務当局への個別相談

確認表を活用した税務リスクの軽減

確認表の種類	活用例
①大規模法人における税務上の 要注意項目確認表 別添「確認表」資料 (P.1～P.6 参照)	決算整理事項や申告調整事項の把握漏れ 等の自主監査に利用 ・事業部門の税務処理チェック ・事業部門と経理部門の情報共有
②申告書確認表 別添「確認表」資料 (P.7～P.13参照)	申告書提出前の自主点検 ・申告書作成担当者による確認
※利用の際には、確認表と申告書様式との年分の対応関係を確認願います	
※会社事業概況書（総括表）の「⑩申告書確認表等の活用状況」欄にチェック （活用あり⇒「1 有」、一部活用あり⇒「2 一部あり」）をして提出	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

「確認表」資料のP.1～P.6 参照

誤りやすい項目

(大規模法人における税務上の要注意項目確認表)

➤収益

・ 確認表No. 2

収益の計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上している収益の額はありませんか。

・ 確認表No. 6

資産の販売等に係る収益の額について、金銭債権の貸倒れや資産の買戻しの可能性を反映した会計上の収益の額のまにしていますか。

誤りやすい項目

(大規模法人における税務上の要注意項目確認表)

➤売上原価

・ 確認表No. 7

翌事業年度以降の収益に対応する売上原価等を当事業年度に計上していませんか。

➤給与・賞与

・ 確認表No.12

損金経理したにもかかわらず事業年度末に未払となっている決算賞与等の臨時の賞与について、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、事業年度終了の日の翌日から1月以内に、通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っていますか。

誤りやすい項目

(大規模法人における税務上の要注意項目確認表)

➤寄附金

・ 確認表No.22

子会社や取引先に対して合理的な理由がないにもかかわらず、無償若しくは通常より低い利率での金銭の貸付け又は債権放棄等を行っていませんか。

➤費用全般

・ 確認表No.24

事業年度末までに債務が確定していない費用(償却費は含みません。)を損金としていませんか。

誤りやすい項目

(大規模法人における税務上の要注意項目確認表)

➤固定資産

・ 確認表No.37

自社開発のソフトウェアを製作するために要した費用を一時の損金としていませんか。

➤前払費用

・ 確認表No.39

前払費用に該当する支出を損金としていませんか(短期の前払費用の取扱いの適用を受ける場合を除きます。)。

申告書確認表

「確認表」資料のP.7～P.13参照

誤りやすい項目 (申告書確認表)

➤所得金額の計算 別表四・五（一）

・ 確認表No.17

貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表 五（一）の④欄の金額と一致していますか。

例) ○○引当金（任意引当金）BS計上 ×××,×××

➤租税公課 別表五（二）

・ 確認表No.20

5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

誤りやすい項目 (申告書確認表)

➤租税公課 別表五（二）

・確認表No.21

5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

➤租税公課 別表五（二）

・確認表No.22

19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。

誤りやすい項目 (申告書確認表)

➤その他の法人税額の特別控除 別表六（九）ほか

・確認表No.45

中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない法人税額の特別控除制度を適用していませんか。

例）・中小企業者等に係る試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度

・特定中小企業者等に係る中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度

・中小企業者等に係る給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度

※このほか、別表1の中小法人、別表7（1）の中小法人等、別表11（1）及び（1の2）の中小企業者等、別表15の中小法人等の制度の適用を受ける場合も、対象法人となり得るか検討願います。

誤りやすい項目 (申告書確認表)

➤消費税 法人税申告書等との関係

・ 確認表No.105

法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

・ 確認表No.106

申告書第一表②⑥欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付をしている法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

確認表の国税庁ホームページ掲載場所

①

The screenshot shows the NTA homepage. A search bar at the top right contains the text "利用者別に調べる". A navigation bar below the search bar includes links like "ホーム", "税の情報・手続・用紙", etc. Below the navigation bar, there are two main sections. The first section, "利用者別に調べる", has a sub-section "法人の方" circled in red. An arrow points from this section to the second section, "大規模法人向けの情報を調べる". This second section has a sub-section "大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組に関する情報" circled in red. An arrow points from this section to a link "詳細はこちら" at the bottom.

② 利用者別に調べる

③ 大規模法人向けの情報を調べる

④ 大規模法人向けの情報を調べる

大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組に関する情報

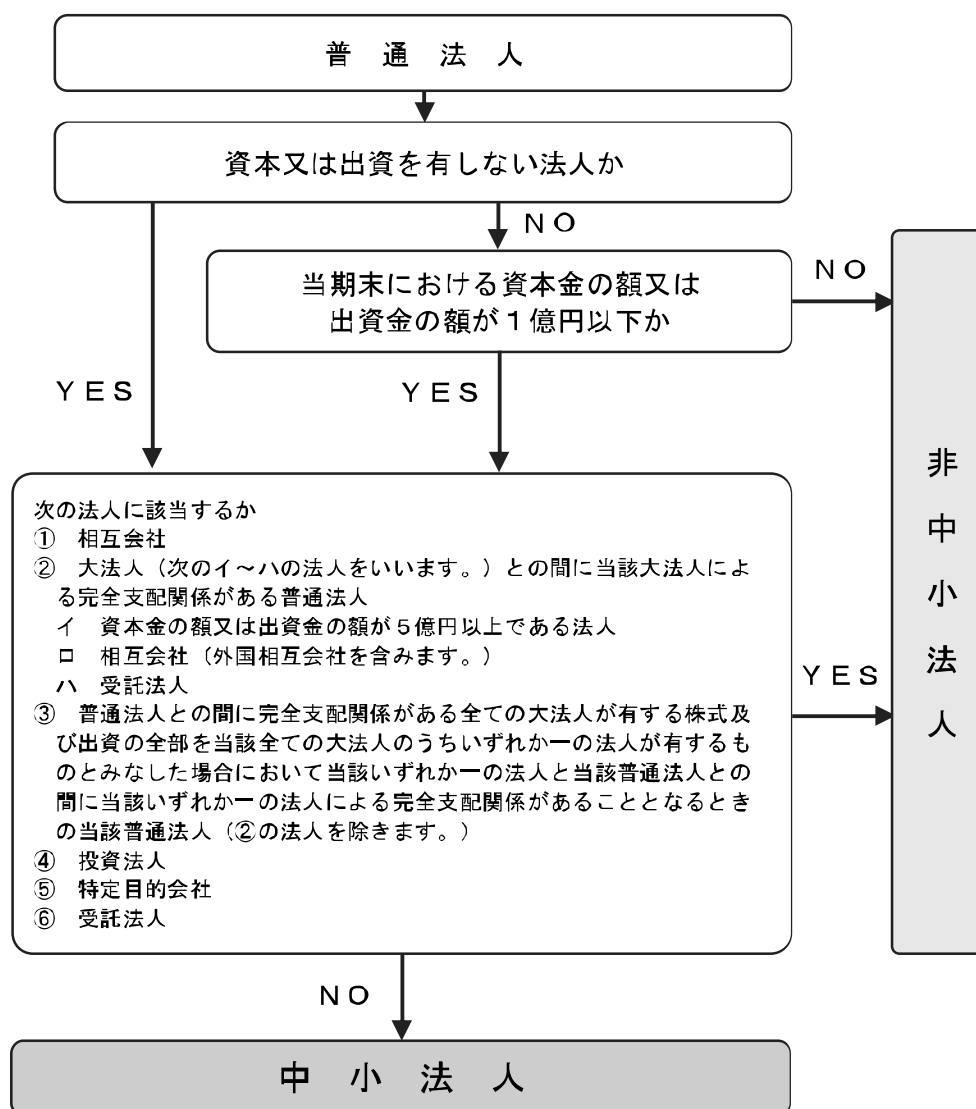
- 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)
- 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)
- 「移転価格に関する取組状況確認のためのチェックシート」(調査課所管法人の皆様へ)

3 中小企業者の判定等

(1) 別表一における中小法人の判定

イ 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、中小法人等（一定の普通法人（中小法人）、一般社団法人等、人格のない社団等、公益法人等又は協同組合等）に対しては軽減税率が適用されます（法66②③⑥）。普通法人のうち軽減税率が適用される中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。

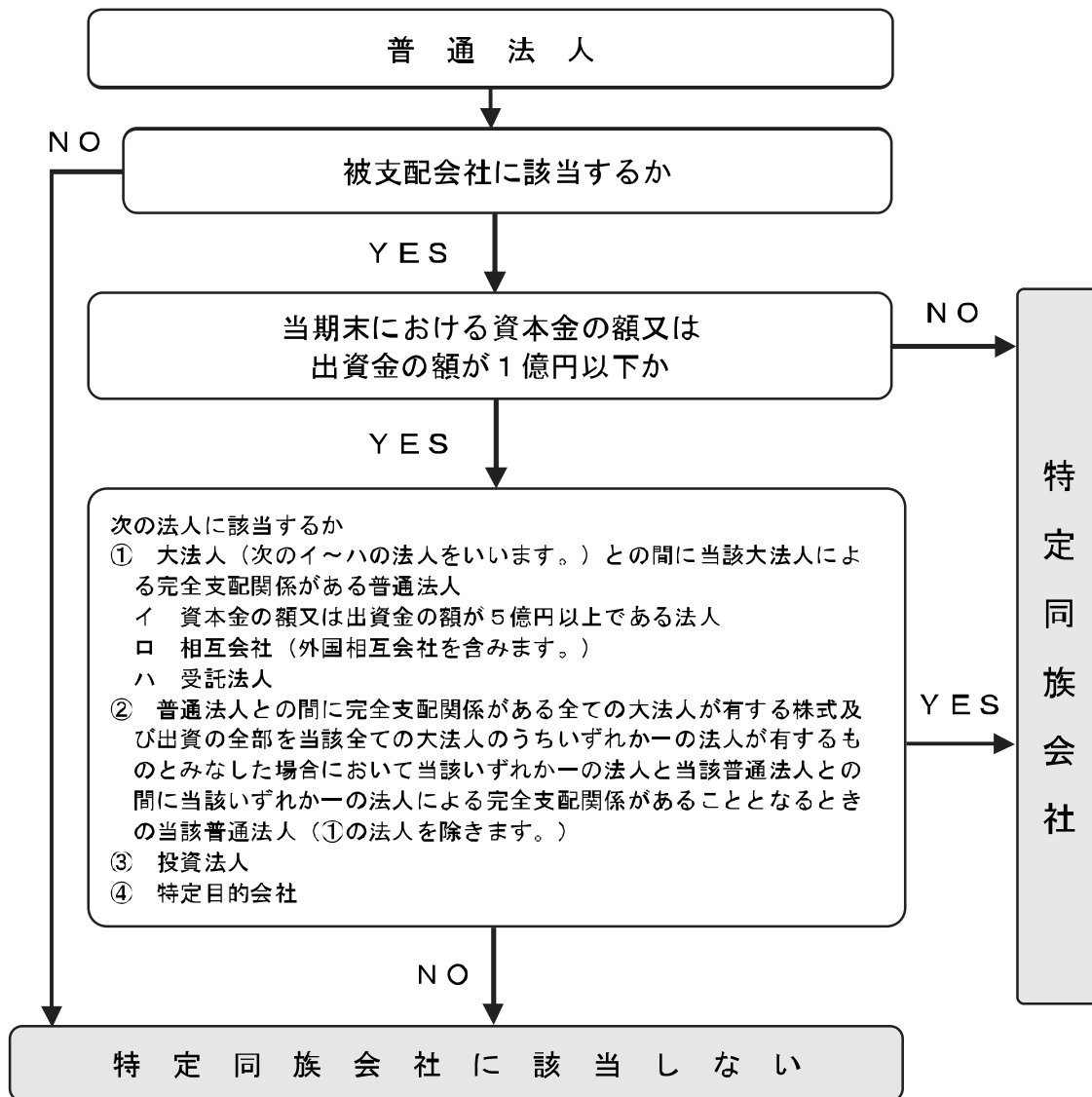


ロ 軽減税率の特例措置

中小法人等に対しては軽減税率の特例措置（所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%）が適用されます。ただし、適用除外事業者に該当しない場合に限り、軽減税率の特例措置が適用されます（措置法42の3の2）。適用除外事業者の判定については、87ページを参照してください。

(2) 別表二及び三(一)における特定同族会社の判定

特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます(法67①②)。



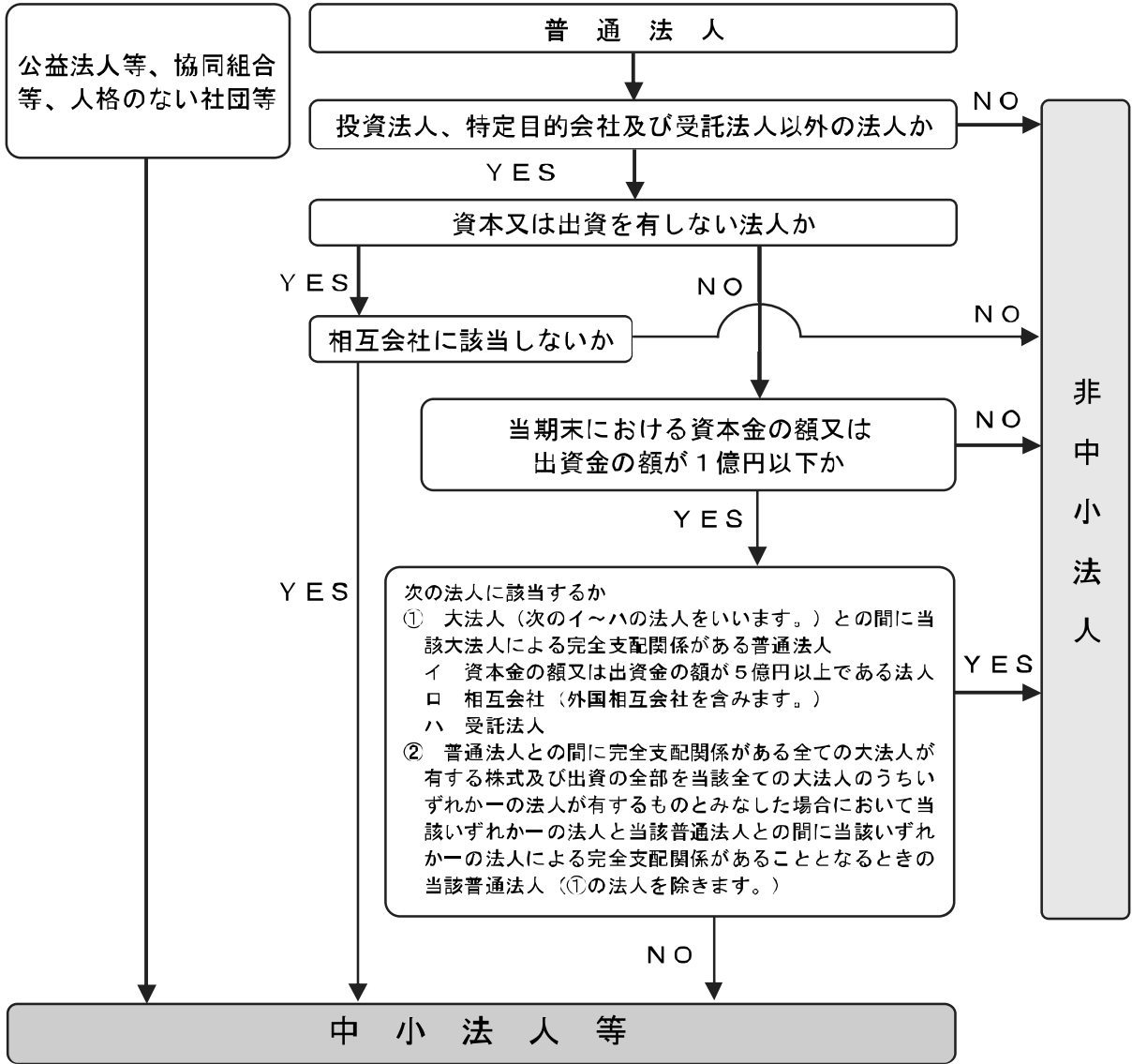
尚 1 適川除外事業者の判定は必要ありません。

2 被支配会社とは、会社（投資法人を含みます。）の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます（法67②、令139の7）。

なお、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定することになります（法67①）。

(3) 別表七(一)における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります(法57⑩)。中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。

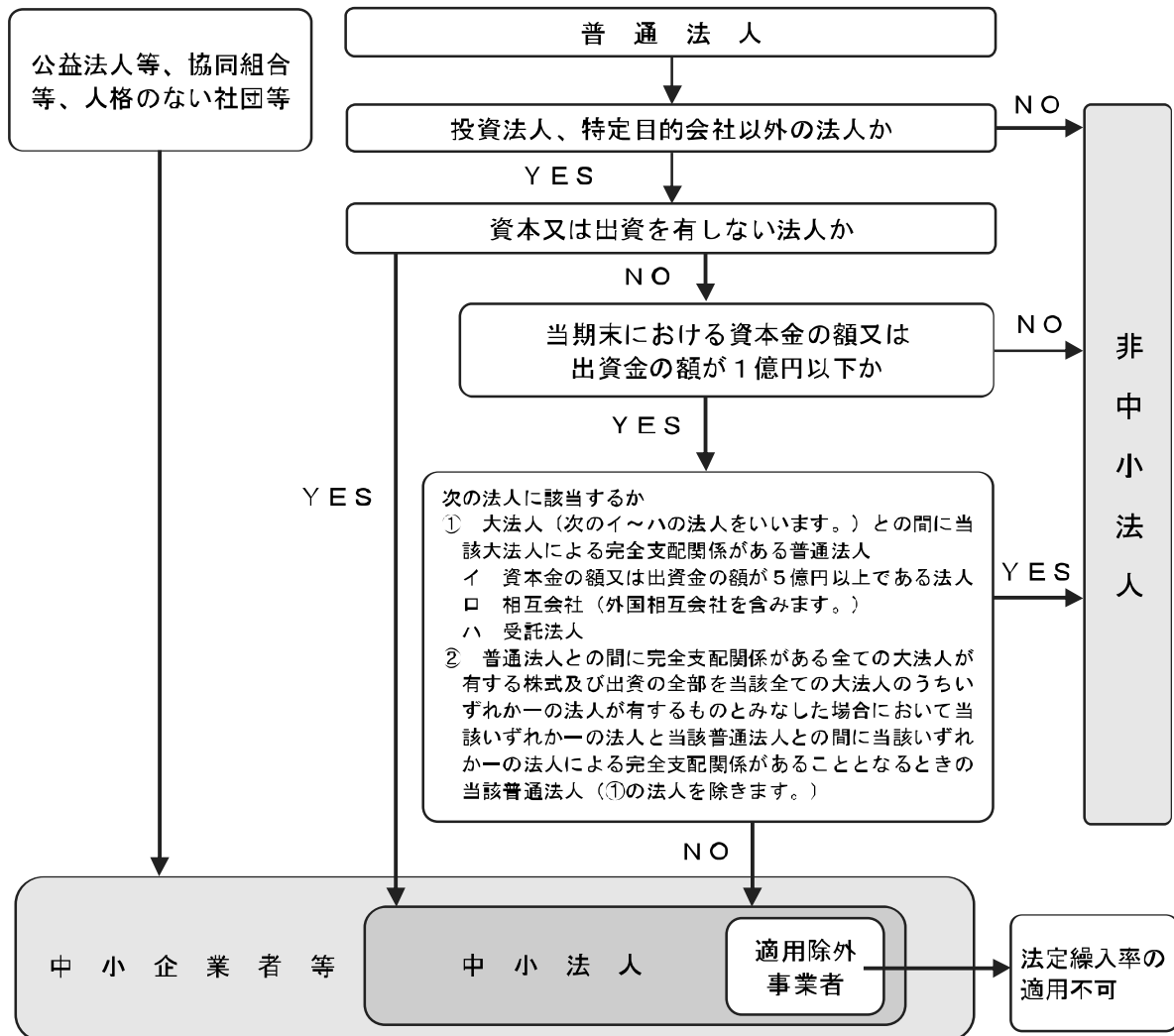


(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

(4) 別表十一(一)及び(一の二)における中小企業者等の判定

イ 貸倒引当金の損金算入

中小企業者等、銀行、保険会社を含む一定の金融業を営む法人等は、一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます(法52①②)。このうち中小企業者等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 公益法人等、協同組合等、人格のない社団等は適用除外事業者の判定は必要ありません。

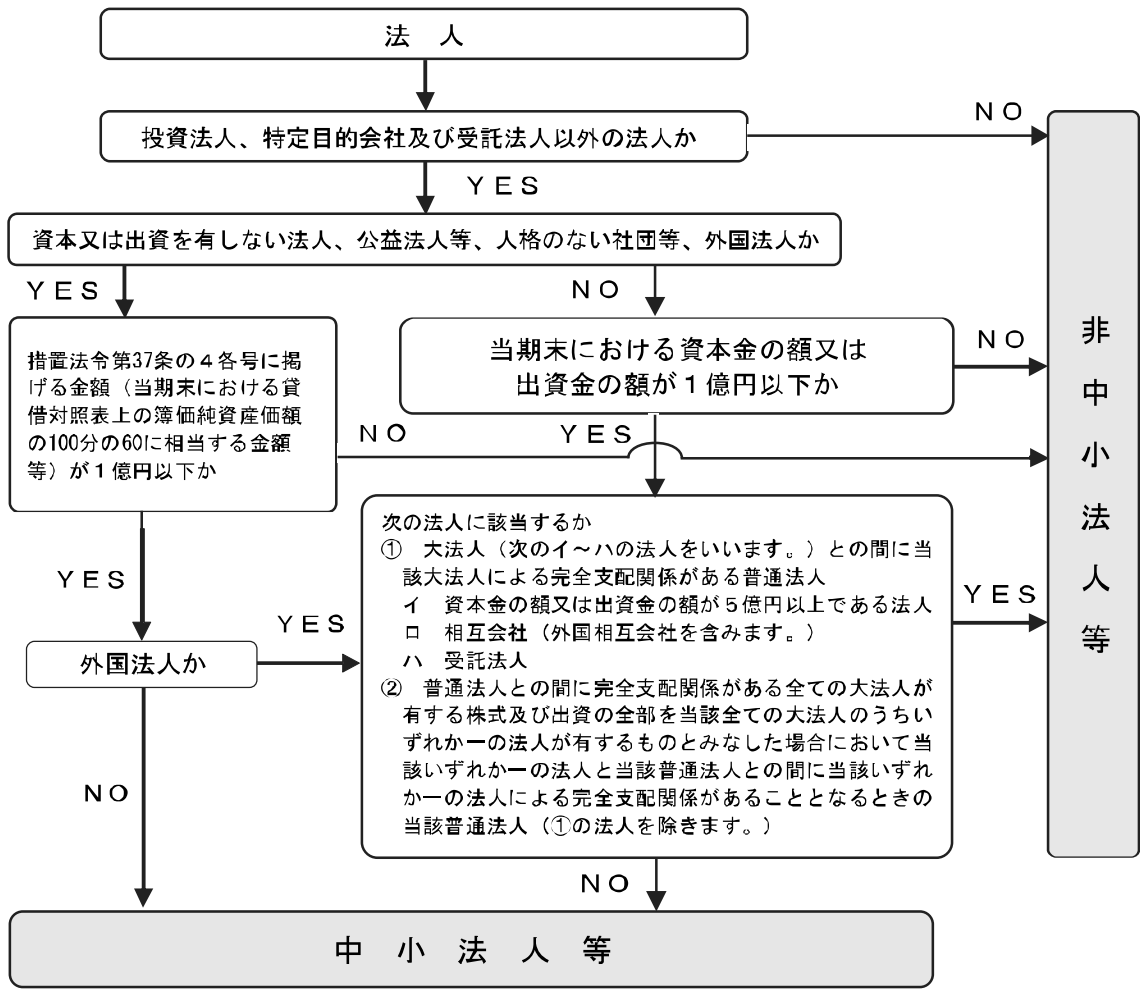
ロ 法定繰入率を適用することができる場合

中小企業者等（相互会社及び外国相互会社を除きます。）に該当する場合には、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます(措置法57の9、措置法令33の7④)。

ただし、中小法人にあつては、適用除外事業者に該当しない場合に限り、法定繰入率を適用することができます。適用除外事業者の判定については、87ページを参照してください。

(5) 別表十五における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます（措置法61の4②）。中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

(6) 中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除」(別表六(九)) などのように中小企業者等のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
(1)	六(八)	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
(2)	六(九)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
(3)	六(十)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
(4)	六(十三)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(5)	六(十四)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
(6)	六(十八)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(7)	六(十九)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(8)	六(二十一)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(9)	六(二十二)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
(10)	六(二十三)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書(※)
(11)	六(二十五)	中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(12)	六(二十八)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(13)	六(三十)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(14)	六(三十一)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(15)	六(三十二)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書
(16)	一六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(令和3年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(令和3年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分))に掲載しています。

No. 15の別表六(三十二)については、法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和3年4月財務省令第42号)附則第1条第2号に定める日から施行されます。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小企業者」に該当するかどうかは、次の「中小企業者の判定表」により判定することができます。

(※) 令和3年4月1日前に取得等をした対象資産についてNo. 5、9又は10の規定の適用を受ける場合には、次の「中小企業者の判定表」下の(注)の大規模法人から独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法の認定を受けたいわゆる事業承継ファンドの出資に係る部分に限ります。)及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

(注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、87ページを参照してください。

中 小 企 業 者 の 判 定 表										
発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額		a		大 株 規 式 模 法 数 人 等 の 保 有 明 す る 細	順 位	大 規 模 法 人 名		株 式 数 又 は 出 資 金 の 額		
aのうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額		b			1		i			
差 引 (a) - (b)		c					j			
常時使用する従業員の数		d	人				k			
大規模法人の保有株式割合	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (i)	e					l			
	保 有 割 合 (e)/(c)	f	%				m			
	大 規 模 法 人 の 保 有 する 株 式 数 等 の 計 (o)	g					n			
	保 有 割 合 (g)/(c)	h	%		計 (i)+(j)+(k)-(e)-(f)-(g)-(h)		o			
判 定	資本金の額又は出資金の 額が1億円以下の法人		「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合					→「中小企業者」 非該当		
	資 本 又 は 出 資 を 有 し な い 法 人		「d」が1,000人を超える場合							

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ～ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

例 大規模法人とは、次のイ～ハの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次のA～Cの法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合において、そのいずれかの法人とその普通法人との間にそのいずれかの法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小企業向け租税特別措置の適用を受けようとする法人（以下「判定法人」といいます。）のその事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（次の①～④に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措置法12の4⑧八、措置法令27の4㉔～㉖）。

したがって、次の①～④に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

① 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当すること【3号】

(イ) 特定合併等とは、合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継）のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日（以下「基準日」といいます。）から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます（措置法令27の4㉔一）。

② 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと【4号】

③ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと【5号】

④ 判定法人が外国法人であること【6号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

適用除外事業者の判定表				
設立の日の翌日以後3年を経過していない場合				非該当
調整計算の要否		不要 ・ 要（措置法令第27条の4第22項第（ ）号）		
事業年度		各基準年度の所得金額 （別表「1」等） （マイナスの場合は0）	(1) に対する法人税の額に係る 欠損金の繰戻し還付の金額の計 算の基礎となった欠損金相当額	各基準年度の 月数
		1	2	3
基準 年 度	・ ・	円	円	月
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
計				
基準年度の平均所得金額 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 12		1	円	
調 整 計 算 が 「 要 」 で あ る 場 合	(1の計) - (2の計) ((3の計) > 36の場合には、 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 36の金額)	5		
	合併等調整額	6		
	加算対象連結所得金額	7		
	計 (5) + (6) + (7)	8		
	平均所得金額 (8) / 3	9		
適用除外事業者の判定 ((4) 又は (9) > 15 億円は該当)		10	該当・非該当	

イ 設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、上記①～④等の事由に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うことになりますので御注意ください。

ロ 上記①～④の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の4第22項第（ ）号）」欄に該当する号（上記①～④の【 】の号）を記載します（複数の号に該当する場合は全て記載します。）。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「9」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うことになりますので御注意ください。

ハ 「合併等調整額6」には、措置法令第27の4第23項第3号から第6号までに規定する合併等調整額を記載します。

ニ 「加算対象連結所得金額7」には、措置法令第27の4第23項第4号ロに掲げる金額（「6」欄の金額の計算の基礎とされた金額を除きます。）を記載します。